

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
4. 署 名 委 員
1番 瀧川 堯文 委員 2番 今脇 研介 委員
5. 議 事

○石原会長

議事につきましては議案第42号から44号につきまして、報告案件が第20号がございます。

議事に入る前に、光友君が挙手いたしましたので光友君をお願いします。

○事務局光友

事務局から1個お知らせと説明させてください。1件ですね、今日農業委員会総会なんですけども、この後11時から農振除外の協議会の方を開催いたします。こちらの中のメンバーの半分ぐらいの方が委員さんになっておりますので、その方は引き続き11時からございますのでよろしくお願いいたします。

それから今回の議案なんですけども、1件ちょっと訂正させてください。3ページ、議案第43号の5条なんですけど、伊部の案件で、転用の目的のところ、進入路及び露天駐車場となっておりますけども、これまあ僅かなところで、実際には進入路及び敷地の拡張ということで訂正の方させてください。進入路及び敷地の拡張になります。目的が。転用の目的、転用の概要。すみません失礼しました。それではお願いいたします。

○石原会長

それでは2ページをお開きください。議案第42号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認につきまして、受付番号4-5、瀧川委員説明願います。

○瀧川委員

はい、それではご指名により、瀧川が2ページの吉永町南方 島ヶ市南、番号が4-5を説明いたします。

土地の所在地	吉永町南方 島ヶ市南 275-2 登記地目現況地目共に畑 登記面積 874㎡
申請人	吉永町南方▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳
譲受理由	進入路及び露天駐車場
譲渡理由	進入路及び駐車場 155.00㎡

説明は特には受けておりません。ですけども、前にもここは進入路ということで説明し

たことがあると思うんですけれども、申請人さんですか、いつ頃来られてというようなことはちょっと分かりません。それでまあ特に問題になるような場所ではない、ただ進入路のところで、車が入るところが露天駐車場になっておりますので、その許可ということです。図面がついておりますが、吉永町南方275-2ということで、ここはあの特に変更することは特にないと思うんですけれども、この近くの方がよく面倒を見てくださる方がおります。まあ私もよく知っとるんですが、南方の●●●●さんという方がこの場所は何回か変わったことがあるんですけれども、大体は面倒を見てくださっておるところです。ということで、そのまましとったら草がぼうぼうになって駐車場としては使いにくいんですけれども、●●●●さんという方がよく面倒を見てくださるんで、綺麗にはなっております。状況はそういうことです。

○石原会長

それじゃ事務局の方から補足説明願います。

○事務局光友

議案第42号 受付番号4-5 4条転用、地目変更でございます。

まず農地区分につきましては農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。転用目的は、先ほど瀧川委員からご説明のあったとおり、申請人の進入路及び露天駐車場ということでありますので、目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は進入路及び露天駐車場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、令和5年3月末完成予定となっております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは説明を頂戴いたしました。皆様からご質問ご意見頂戴します。

この申請人さんのお家っていうのはどこに、地番何番になるんですか。お家の方は。

○事務局光友

今日の当日資料の1番表の1ページで説明しますと、今回のところが275-2でその北側です。▲▲▲-▲が水路になるんですけれども、その上側▲▲▲-▲が実際の自宅になりまして、そこへの進入路と露天駐車場ということになっております。以上です。

○石原会長

ありがとうございます。何かその他ございませんか。なさそうですか。じゃあなさそう
ですので4-5につままして農業委員さんご判断願います。許可相当とお考えの皆さん挙手
願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして3ページに参ります。議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の所有権
移転許可申請承認につままして、受付番号4-29、山本委員説明願います。

○山本委員

26番山本が、議案第43号 4-29について説明いたします。

土地の所在地	伊部 竈ノ下 2005-3	登記地目現況地目共に畑	登記面積	10㎡
	伊部 竈ノ下 2005-4	登記地目現況地目共に畑	登記面積	8.75㎡
	伊部 竈ノ下 2005-5	登記地目現況地目共に畑	登記面積	2.30㎡
	伊部 竈ノ下 2005-6	登記地目現況地目共に畑	登記面積	0.28㎡
譲受人	備前市香登本▲▲▲▲番地▲	(株)	●●●●●●	
譲渡人	伊部▲▲▲▲番地▲	●●	●●●●	▲▲歳
転用目的	進入路及び敷地の拡張			
施設の概要	進入路及び敷地の拡張	21.33㎡		
農地区分	3種			

地図をご覧ください。2ページから。細長いんで、ちょっと見にくいんですけど。載っ
てませんけど、赤穂線伊部駅南口より西へ約1km行くか行かないかいうところにあります。以
上です。よろしくお願いします。

○石原会長

それじゃ事務局の方から補足説明願います。

○事務局光友

議案第43号 受付番号2-29 5条所有権移転でございます。

まず農地区分につまましては都市計画法に規定する用途区域が定められている農地であり
ますので、第3種農地と判断します。転用目的につまましては、先ほど山本委員からご説明
のあったとおり、申請人の進入路及び敷地の拡張ということでもありますので、目的につい

ては適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は進入路及び敷地の拡張のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、令和5年3月末完成予定となっております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それではご質問ご意見頂戴します。

これ事務局さん、●●●●●さんが譲り受けられて●●さんが受けられるんじゃないん。会社が受けられるん。所有者になるということ。●●●さんじゃなしに。

○事務局光友

はい、会社としての譲り受けです。実際、今回の当日資料3ページの、ちょっとややこしいんですけど、▲▲▲▲-▲というところが実際はメインで分譲地をしようというところで、これと南側の▲▲▲▲-▲の境目がちょっと曖昧だったので今回きちっとしようというようなことでの今回の転用ということでお聞きしております。会社の方で取って、それから宅地分譲しておくということらしいです。

○石原会長

はい、ありがとうございます。その他何かありませんか。なさそうですね。じゃあなさそうですねので4-29につきまして農業委員さんご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして4ページ、議案第41号 農用地利用集積計画を定めることにつきまして、市長から諮問を受けております。その詳細が5ページ、6ページに亘って書いてあります。

何かお気付きのこと、ご質問等あること、あれば教えていただけたらと思います。

●●さん頑張られるんですね。棚畑もせんといけんし。

特にありませんか。じゃあなければご承認いただけますでしょうか。

はい、の声

○石原会長

はい、では承認されました。

そして今日の最後の案件、7ページご覧ください。報告第20号 農地法第18条の規定による合意解約が出てございます。畠田の案件です。三木さん何か知ってるというか、言葉添えることがあれば。この農地はどこかに行っちゃったわけですか。

○三木委員

これ初耳なんですけど、●●さんという受けた人もこれは●●さんの娘婿さんで、●●さんが作りよったところを引き継いでされよったんですが、貸出人の方の●●さんは、多分長船町長船の、通称船山いうところの出だろうということですが、どう言うたらいいんですかね、坂根、西大寺線の跨線橋がありますよね、あれの西側の田んぼだと思うんです。では事務局の方が取りまとめとるということなんで。

○事務局光友

はい、これ●●さんからご提出されて、ちょっと聞いてみたんですけど、どうやら所有者さんが解約してほしいと。なんか開発の話があるのでというようなことを仰っております。

○三木委員

追加よろしいか。まだここへ出てきてないんですけども、運送会社さんが跨線橋の西側のところに倉庫を建てるような計画があるらしいです。というような話はちょっと聞いてはおります。

○石原会長

そうか。でも三木さん、倉庫建てる言うても、入るアクセス道が広くないでしょう。

○三木委員

そうなんですよ。どうするのかなあ思うて。

○石原会長

跨線橋の西側でしょう。道幅そんなに広くないじゃないですか。

○三木委員

だからあの、●●●●●の跡地がありますね、あそこ●●●●●がある北にありますよね、土地が。あそこら辺を買収して、ちょっと高くして入れるような計画じゃないかないう話は別の●●さんの地権者からちょっと情報を仕入れたんですけど、まだ全然話が上が

ってきてないんでどうなるかは分かりません。

○石原会長

分かりました、ありがとうございます。以上をもちまして、これは報告案件ですので、皆様またご含みおきください。

以上をもちまして本日の総会の議案協議事項につきましては終了いたします。ご協力ありがとうございます。

6. 閉 会

7. その他

役員の改選について

農地転用手続きの運用に係る課題について（三年三作など）

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員	備前市農業委員会委員	1番	瀧川	堯文	委員
	備前市農業委員会委員	2番	今脇	研介	委員